

(仮称) 彦根総合運動公園整備

基 本 構 想 (案)

【修正版】

平成 27 年 3 月

滋 賀 県

＜目 次＞

第 1 章. 基本構想の背景	P 1－1
1-1 基本構想策定の趣旨	P 1－1
1-2 計画地の概要	P 1－1
第 2 章. 公園整備の基本的な考え方	P 2－1
2-1 公園のイメージ	P 2－1
2-2 公園整備の基本的な考え方	P 2－1
第 3 章. 計画条件の整理	P 3－1
3-1 公園整備の前提条件	P 3－1
(1) 現状把握	P 3－1
(2) 上位関連計画の整理	P 3－5
(3) 既往資料の整理	P 3－7
3-2 公園整備のポイント	P 3－14
第 4 章. 基本方針の検討	P 4－1
4-1 基本方針の検討	P 4－1
第 5 章. 施設計画等の検討	P 5－1
5-1 敷地拡張の検討	P 5－1
5-2 導入施設の検討	P 5－1
(1) 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化	P 5－1
(2) 国体開催後も世代をこえて人々に愛着を持って利用される 多様な機能を備えた公園整備	P 5－3
(3) 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備	P 5－5
(4) 公園内に導入を検討している施設 【再掲、まとめ】	P 5－6
第 6 章. 事業化の検討	P 6－1
6-1 公園整備スケジュールの検討	P 6－1
6-2 今後の主な課題	P 6－1
資料	
1 (仮称) 彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要	資料 P1
2 国体検討懇話会 検討結果報告書 (平成 25 年 1 月 7 日 国体検討懇話会)	資料 P2
3 第 79 回国民体育大会開催基本方針 (平成 25 年 10 月 31 日開催・第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第 1 回総会決定)	資料 P4
4 第 79 回国民体育大会主会場 (開・閉会式場および陸上競技会場) 選定評価報告書 VIII 評価の総括 ～主会場選定 (案) ～ (平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会)	資料 P5
5 上位関連計画の概要	資料 P6

第1章 基本構想の背景

1-1 基本構想策定の趣旨

昭和56年（1981年）に開催された『びわこ国体』以来43年ぶりとなる第79回国民体育大会が平成36年（2024年）に滋賀県で開催されるにあたり、県内には「国民体育大会施設基準（（公財）日本体育協会）」に適合した開・閉会式を開催できる施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場（以下「主会場」という。）の確保が喫緊の課題となっています。

平成26年5月、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場（滋賀県彦根市松原町地先）に決定されました。

この主会場の決定に先立って、平成24年度に開催された国体検討懇話会での検討や、平成25年10月に滋賀県開催準備委員会で決定された「大会開催基本方針」では、施設整備にあたっては『国体後も多くの人々が利用できる多様な機能を持つ施設』であることと整理されています。主会場の決定においても、こうした趣旨に沿うとともに、現有施設の規模や周辺地域の特性への対応として、現有施設の敷地拡張や軟弱地盤に対応し、周辺地域が有する歴史性・文化性との調和を図りながら、また、地元彦根市との連携、協力のもと、施設を整備することが重要との意見が付されました。

現在の彦根総合運動場には第2種陸上競技場しかなく、主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備する必要があることから、公園の理念、公園としての機能や整備のイメージなどの公園整備の基本的な方向について、外部有識者による公園整備計画検討懇話会で各専門的見地からご意見をお聞きしながら、本県の考え方を（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）として整理しました。

1-2 計画地の概要

（仮称）彦根総合運動公園の計画地の概要は次のとおりです。



図 1.1 計画地位置図

表 1.1 (仮称)彦根総合運動公園計画地の概要

所在地	滋賀県彦根市松原町 3028 (滋賀県立彦根総合運動場)
敷地面積	約 14ha
都市計画法	用途地域：第 1 種中高層住居専用地域 (建ぺい率：60%/容積率：200%) 彦根城風致地区
交通機関	鉄道：彦根駅から約 1.6km 徒歩約 20 分 車：彦根 IC から約 2.9km 車で約 7 分

第2章 公園整備の基本的な考え方

2-1 公園のイメージ

現在の彦根総合運動場を、第1種陸上競技場等を備えたスポーツの拠点とするとともに、緑やオープンスペースを活用したレクリエーションなど多様な機能を持ち、すべての人々が気軽に利用できる場とするため、都市公園として再整備します。

整備後の（仮称）彦根総合運動公園のイメージは次のとおりです。

◆体力・健康づくり、夢育ての場

広く県民が日常的に気軽にさまざまなスポーツを楽しめ、生涯にわたって体力・健康づくりの場として持続的に活用できるとともに、滋賀の次世代を担う子どもたちや若者たちが、スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、夢を育てる場としても活用できるような公園

◆多様な主体の交流の場

世代や性別、障害の有無などを問わず、一人ひとりが思いやりや信頼の心をもって、スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じて人と交流することにより、多様な価値観を認め合い、コミュニティの形成や活動の輪が広がり、豊かな生活を営むことができる共生社会の実現へとつなげていけるような公園

◆歴史・文化などとの触れ合いの場

彦根城や琵琶湖に近接している場で、歴史、文化、地形の変遷などの地域特性や自然に触れることにより、一人ひとりが感動や喜びを感じ元気になり、そして、地域のにぎわいへとつなげていけるような公園

2-2 公園整備の基本的な考え方

上記の公園のイメージを踏まえ、（仮称）彦根総合運動公園の再整備における公園整備の基本的な考え方は次のとおりとします。

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備します。

第3章 計画条件の整理

3-1 公園整備の前提条件

(1) 現状把握

1) 施設の概要

彦根総合運動場は、県民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図る目的で設置され、県内唯一の県立の総合運動施設として、県民のスポーツの拠点となっています。

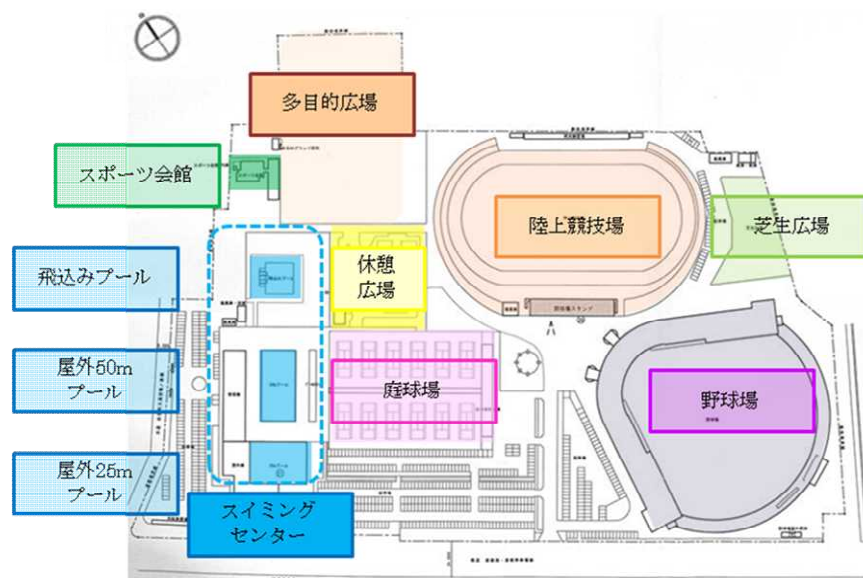


図 3.1 県立彦根総合運動場・施設配置図

各施設の概要は次表のとおりです。

表 3.1 彦根総合運動場・施設概要

施設	概要
陸上競技場	- 施設規模：25,405 m² - 第2種公認 400m×8コース、全天候型舗装 6,000人収容 (メインスタンド：約1,100人、サブスタンド(芝生)：約4,900人)
野球場	- 施設規模：24,688.15 m² - グラウンド中堅122m、両翼99m 10,000人収容 (内野スタンド：約6,000人、外野芝生スタンド：約4,000人)
庭球場	- 施設規模：9,733 m² - 競技用砂入り人工芝コート 12面 500人収容
スイミングセンター	- 施設規模：12,195 m² - 屋外公認50mプール 9コース 410人収容 - 屋外公認25mプール 7コース - 公認飛び込みプール 飛び板 高飛び5m、7.5m、10m
多目的広場	- 施設規模：14,000 m² - 陸上競技場のサブグラウンドおよび各種スポーツ大会、運動会に使用
スポーツ会館	- 施設規模：492.26 m² - 宿泊室：洋室8室(8人部屋)、和室1室(13人部屋) - 食堂(自炊)
駐車場	駐車台数：680台
その他	休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど
敷地面積	約14ha

■現地写真



野球場（内観）



野球場（外観）



庭球場



多目的広場



スイミングセンター（外観）



スイミングセンター（飛込）



陸上競技場



スポーツ会館

2) 利用状況などの整理

彦根総合運動場の利用状況および施設整備などを次表のとおり整理しました。

表 3.2 施設利用状況など

		年間利用人数	施設整備年度・改修履歴など
彦根総合運動場 全体		- 平成 25 年度：245,065 人 - 過去 5 年間平均：228,257 人	昭和 14 年「県営彦根運動場」として竣工
	陸上競技場	- 平成 25 年度：76,376 人 - 過去 5 年間平均：63,643 人	- 昭和 14 年 開設 - 昭和 44 年 第 2 種陸上競技場公認 - 昭和 52 年 全天候型舗装完成
	野球場	- 平成 25 年度：23,898 人 - 過去 5 年間平均：26,267 人	- 昭和 34 年～37 年 改修 - 平成 5 年 改修
	庭球場	- 平成 25 年度：36,587 人 - 過去 5 年間平均：38,503 人	- 昭和 53 年 竣工（10 面） - 平成 8 年改修（12 面）、管理棟新築
	スイミング センター	- 平成 25 年度：28,184 人 - 過去 5 年間平均：27,201 人	- 昭和 49 年 竣工 - 昭和 52 年 飛込プール竣工 - 平成 20 年 スイミングセンター上屋解体
	多目的広場	- 平成 25 年度：57,292 人 - 過去 5 年間平均：48,752 人	
	スポーツ会館	- 平成 25 年度：（宿泊）1,850 人 - 過去 5 年間平均：（宿泊）2,215 人	昭和 52 年 竣工
施設運営体制		- 平成 18 年 4 月より、指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営（3 年間） - 平成 21 年 4 月より、再度指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営（5 年間）	

3) 立地条件などの整理

彦根総合運動場の交通アクセスや周辺土地利用状況は下図のとおりです。

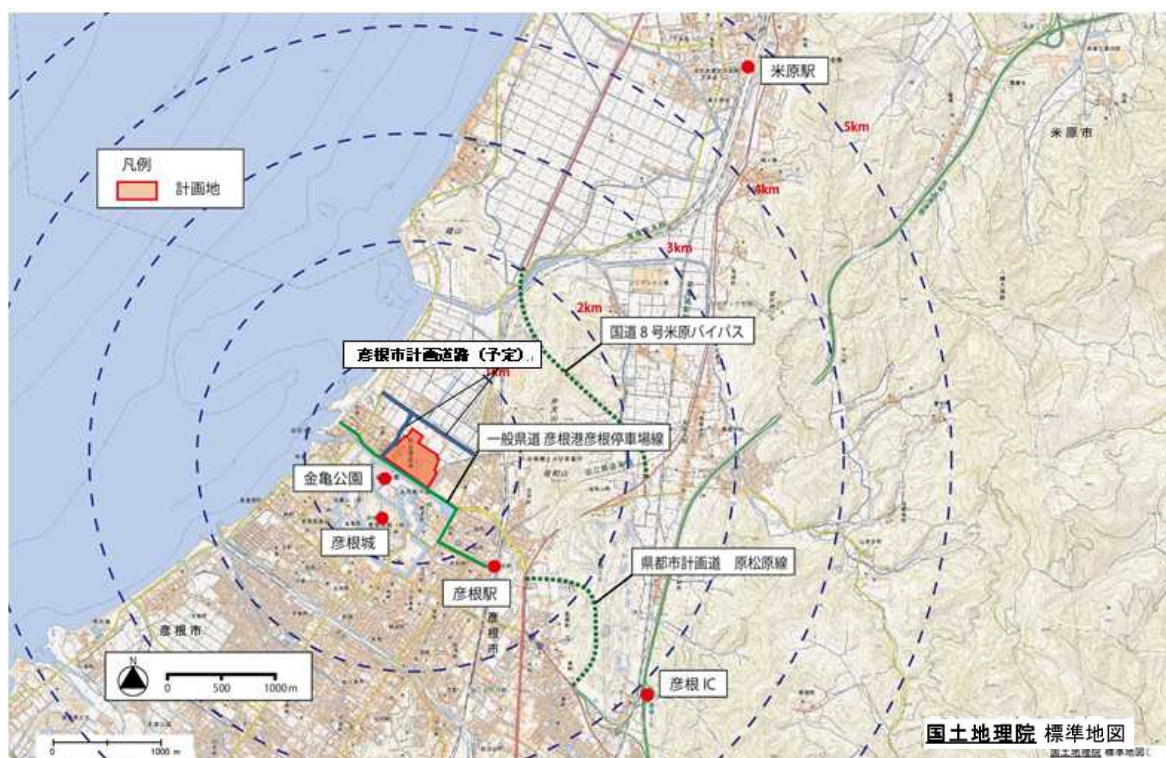


図 3. 2 計画地位置図

①交通アクセス

- ・米原駅から計画地まで約 7.3km、車で約 11 分
- ・彦根駅から計画地まで約 1.6km、車で 4 分、徒歩約 20 分、バス運行本数（平日：6 本/日、土日祝日：4 本/日）
- ・彦根 IC から計画地まで約 2.9km、車で約 7 分

※周辺では、国土交通省事業として国道 8 号の米原バイパス(供用時期未定)、県都市計画道路事業で原松原線(H31 年供用予定)の 2 路線の整備計画があるほか、彦根市において計画地の北側、西側で 2 路線の道路整備が検討されています。

②周辺の土地利用

- ・計画地周辺は、干拓による埋立地に位置しています。
- ・計画地東側・西側はともに市道と河川に隣接し、さらに住宅地域が広がっています。
- ・計画地南側は彦根港彦根停車場線と旧彦根港湾を挟んで彦根城・金亀公園が立地しています。
- ・計画地北側に幼稚園・小学校・高校・市体育館が立地しているほか、農地が広がり、一部宅地が点在しています。

(2) 上位関連計画の整理

公園整備にあたり、計画地およびその周辺地域に関連している滋賀県・彦根市などにおけるまちづくりや防災などに係る諸計画について整理しました。

表 3.3 関連計画の整理

種 別	関連計画など	関連計画の概要
都市計画法	①彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24 年 3 月滋賀県)	■都市景観形成と保全に関する方針 商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る目的で、彦根市は、中心商業地に位置づけられている。本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。 (詳細は、参考資料 P6 参照)
	②彦根市都市計画マスタープラン (平成 19 年 3 月彦根市)	■土地利用の方針 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。 (詳細は、参考資料 P7 参照)
景観法	③彦根市景観計画 (平成 19 年 6 月彦根市)	計画地は市街地景観形成ゾーンに属し、一部城下町景観形成地域に入っている。 (詳細は、参考資料 P8 参照、規制に関しては P3-11 参照)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	④彦根市歴史的風致維持向上計画 (平成 23 年 3 月彦根市)	歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として指定する。 計画地の一部が重点区域に含まれている。 (詳細は、参考資料 P10 参照)
その他	⑤彦根市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月彦根市)	計画地の周辺では、緑の将来像の設定が行われている。 (詳細は、参考資料 P11 参照)
	⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況における計画地の位置づけ (彦根市)	平成 4 年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。 世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。 (詳細は、参考資料 P12 参照)

	⑦滋賀県スポーツ推進計画 (平成 25 年 3 月滋賀県)	すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。 (詳細は、参考資料 P13 参照)
	⑧滋賀県地域防災計画 (平成 25 年度滋賀県)	彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○滋賀県緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・陸上競技場：飛行場外離着陸場 ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外） ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内） に指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)
	⑨彦根市地域防災計画 (平成 25 年度彦根市)	彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○災害用ヘリポート 計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。 ○一時避難場所 計画地内スイミングセンターが指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)
	⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画 (中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日)	非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食などが輸送される計画となっている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)

なお、彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は平成 28 年度に見直し予定、彦根市都市計画マスタープランは、平成 26 年度・27 年度に見直しが行われ、彦根市緑の基本計画も平成 28 年度、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については平成 26 年度に見直し予定となっています。

また、新たに彦根市都市交通マスタープランが平成 28 年度に策定される予定です。

(3) 既往資料の整理

1) 国体開催までの背景

国体開催に向けてこれまで検討を進めてきた事項などを次のとおり整理しました。

- ① 国体検討懇話会 検討結果
- ② 第 79 回国民体育大会開催基本方針
- ③ 第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
（平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

①国体検討懇話会 検討結果

平成 24 年度に開催された国体検討懇話会では、滋賀で国体を開催する「意義」を、5 つの育て（「夢育て」、「スポーツの推進・健康育て」、「人育て」、「地域育て」、「滋賀のファン育て」）にあることに加え、目標の一つとして、「滋賀の未来に負担を残さない国体」を挙げ、施設の整備には、“民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討し、国体後も持続可能な施設”とすること、また、“環境にも配慮した防災など多目的に使用できる施設”とするよう提言がなされました。

さらに、国体開催にあたっての課題として、“国体後も多くの人が利用できる多機能性を持つ施設を検討”することや、“全国障害者スポーツ大会も視野に入れた整備を行う必要がある”ことなどが指摘されました。

②第 79 回国民体育大会開催基本方針

平成 25 年 10 月 31 日に開催された第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第 1 回総会で決定された「大会開催基本方針」では、次代を担う人材育成や真心が通い合う郷土づくり、スポーツを楽しむ環境づくりや健康・体力の保持増進、競技力の向上といった国体を契機としたスポーツの推進のほか、実施目標においては、地域の活性化や、若者や女性の参画、大会運営の簡素化・効率化の徹底、施設整備の面では大会終了後の持続的な活用かつ防災など多目的に使用できる施設の整備などが掲げられています。

③第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
 （平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

彦根総合運動場が主会場として選定されました。

表 3.4 主会場選定の評価結果

項目	評価
交通アクセス	・新幹線を含む交通アクセスが有利で、彦根駅から徒歩圏内である。 ・Ｊリーグを念頭に置くと公共交通機関（電車）のアクセスは重要。
多様な主体による多目的利用	・利便性がよく、多様な人々が日常的に利用可能な施設。 ・将来にわたって継続的に多くの方のスポーツの利用のほか、多目的な活用も見込める。 ・近くに琵琶湖、国宝彦根城を望む位置での主会場は、滋賀の認知度を上げる施設となる。 ・滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化。 ・存置要望の高い野球場は存置する。
周辺の集客施設との相乗効果が見込める	・駅から徒歩圏内であること、彦根城を中心として観光名所や地場産業が定着しており、それらと連動させることで、人の流動化や、地元への経済的、社会的効果が期待できる。 ・市街地や文化資源に隣接し、市街地への直接的な整備効果が期待できる。地域経済活性化の効果が高い。
現在の防災機能と整備に伴う影響	・国体主会場として、交通（道路）アクセスや通信を含むライフラインなどが整備されることにより、防災拠点としての機能増強が期待できる。
宿泊施設や輸送・交通手段	・陸上競技会の開催での宿泊者数（2,700 人）を超える宿泊定員。 ・公共交通機関や臨時駐車場、宿泊施設などからのシャトルバスなどによる運行計画の立案が可能である。
事業化に向けて	・民有地買収による敷地拡張が必須となる。 ・周辺家屋への配慮や地盤改良など、必要に応じた対策が必要である。 ・用途地域の変更、高さ規制の特例を認めることによる、計画地周辺の景観や環境に及ぼす影響や世界遺産登録への影響を慎重に検討を行う。 ・将来のＪリーグ規格対応の可能性に配慮しつつ、国体に向けて最低限の施設整備に留め、仮設などによる対応も検討を行う。

出典：「第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

2) 導入機能の整理

①国体時における導入機能などの整理

国体では、開会式開催時に、選手団をはじめ、大会役員、招待者など多数の参加者の見込みを踏まえ、開催会場として必要な機能を次の表のとおり整理しました。

表 3.5 導入機能（国体時）

必要となる空間	利用者（人数）	想定面積	空間イメージなど	必要性
式典会場・第1種陸上競技場（メインスタジアム）	選手・監督 観覧者、大会関係者	最大で 40,000 m ²	・開会式時には仮設席を含み固定席で最大15,000席を確保（式典音楽、合唱者席、視界不良席などを除く） ・想定される客席数や、防災備蓄倉庫の機能を持つ以下の施設の規模を参考とする。 三木総合防災公園（兵庫県） 固定席＋芝生席合計 20,000人 39,424 m² 熊谷スポーツ文化公園（埼玉県） 固定席 15,400人 39,787 m²	◎
第3種陸上競技場（サブトラック）		17,000 m ² ～	・入場行進前の選手団が整列する待機所として利用 ・陸上競技時には練習会場として利用	◎
選手団待機所	選手・監督 (最大 5,000人)	10,000 m ² ～	・入場行進に備え、選手団が整列し待機するスペース ※先催県の多くは補助競技場を活用	◎
選手団控所		5,000 m ² ～	・各県選手団の拠点スペース（荷物置き場、着替場所など）	◎
式典前演技者・オープニング出演者待機所	式典前演技者・オープニング出演者 (最大 5,000人)	10,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が出番直前に待機する場所 ・式典会場（開・閉会式会場）に近接している必要がある。 ・式典会場に近接しており、十分なスペースが確保できるときには、控所と兼ねることを想定する。	◎
式典前演技者・オープニング出演者控所		12,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が待機所移動前に準備などを行う控所 ・幅広い年齢層の出演者が長時間（3～4時間程度）待機する必要があるため、屋根や椅子の確保が必要 ※先催県では、会場内の施設（体育館など）や近隣の学校など公共施設、隣接したホテルの宴会場などにて確保	○
駐車場	大会運営者（実施本部員の約半数）	10,000 m ² ～	・実施本部員車両駐車場	◎
	バス乗降・転回場	10,000 m ² ～	・選手団の移動（特に「全国障害者スポーツ大会」）を考慮すると、会場内に確保することが望ましい。	○

必要となる空間	利用者(人数)	想定面積	空間イメージなど	必要性
駐車場	乗用車(実施本部員、大会役員、特別招待者など) 計画バス(選手団、式典関係者など) シャトルバス利用者の駐車場(一般招待者、観客など)	90,000～ 120,000 ㎡	・会場外で確保している例が多い	△
おもてなし空間		10,000 ㎡ ～	・国体スポンサー関連店のブース(必須) ・開催県のPR・物産販売や飲食ブース	○
保安観察場(セキュリティチェックゲート)	開会式の全来場者	6,000 ㎡	・ID管理、手荷物検査所 ・式典会場入場口前アプローチに設置することが望ましい	◎
諸室	大会役員、行幸啓関係者	-	・第1種陸上競技場(スタンド)内に確保可能	◎
大会実施本部ほか	実施本部員(県職員など)、報道関係者	1,000 ㎡	・実施本部員や報道関係者の詰所、実施本部倉庫など ・会場内にプレハブなどで設置している例が多い	◎

体育館(荒天時対応)	最小限の参加で開会式開催が可能なスペース	1,500 ㎡ ～	・先催県の例から、体育館でなくてもよい ・必ずしも同一敷地内になくてもよい	△
投てき練習場	陸上競技投てき競技者	7,500 ㎡ ～	・会場内での整備は必須ではない(日本陸連公認第1種陸上競技場の要件ではない) ・ただし、近接した場所に確保することが必要	△

※敷地内確保必要性:「◎」必須>「○」会場内または隣接地必須>「△」会場外でも可

出典:「第79回国民体育大会 主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書」

②国体後の導入機能などの整理

国体終了後は運動公園として日常的に利用される視点から、導入する機能などを次の表のとおり整理しました。

表 3.6 導入機能（国体後）

用途など	利用イメージなど		必要性
第1種陸上競技場 (メインスタジアム)	・球技場（サッカー、ラグビーなど）としても活用 ・第1種陸上競技場 15,000人以上（うちメインスタンドは7,000人程度で屋根付き） ※参考：サッカーJリーグ観客数（固定席）基準 J1 15,000人以上、J2 10,000人以上、J3 5,000人以上 (新設の場合) J1 20,000人～40,000人、J2 15,000人～20,000人、J3 5,000人～15,000人 ・スタンド下を防災備蓄倉庫として活用（例：三木総合防災公園、熊谷スポーツ文化公園）		◎
第3種陸上競技場 (サブトラック)	・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップに使用）		◎
駐車場	・日常的な運動公園利用者のために必要な台数を想定し確保		◎
その他運動施設	テニスコート	・総合運動公園として求められる機能や、日常的な利用見込みを検討のうえ、面積などの条件を勘案し設置	△
	野球場		△
	球技場		△
	プール		△
	体育館		△
	多目的グラウンド		△
	投てき練習場	※日本陸連公認第1種陸上競技場の要件ではないが、大規模競技会では主競技場の至近に設置	△
その他施設	進入路や管理用通路など	・公園としての機能に必要不可欠な施設	◎
	オープンスペース (芝生・緑地など)	・うるおいや安らぎの創出 ・法令などによる制限に伴い必要とされる空地、緑地としてカウントするためにも必要	○
法令などによる制限	建築面積率（建ぺい率） (都市公園)	・12%（通常建ぺい率 2%＋特例建ぺい率 10%（運動施設））	◎
	運動施設面積率 (都市公園)	・運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない	◎

※敷地内確保必要性：「◎」必須＞「○」あることが望ましい＞「△」条件が許せば導入

出典：「第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

3) 関連法規制の整理

(仮称)彦根総合運動公園整備に向けて、関連法規制と不適格などへの対応を次表のとおり整理しました。

表 3.7 関連法規制の整理

種 別		法規制など	法規制などへの対応
都市計画法	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域（容積/建ぺい：200/60）	用途地域の変更について彦根市と協議します。
	風致地区	彦根城風致地区（高さ 15m、建ぺい 40、壁面後退）	高さ規制などについては、建築物の高さを抑える工夫の検討を行い、必要に応じて彦根市と協議します。
	都市公園	都市公園として整備	都市計画決定の手続きを実施します。
景観法	景観計画	●城下町景観形成地域 【外町地区】住居系高さ 12m、商業・工業系高さ 15m 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり ●市街地景観ゾーン 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり ※規制は彦根市景観条例で実施	高さ規制については、建築物の高さを抑える工夫の検討を、その他の規制については景観への影響を緩和する眺望・形態・意匠・色彩・素材などの検討を彦根市と協議します。
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上計画	重点区域 （計画地内において、歴史的風致形成建造物の指定や行為の規制などなし）	
県条例	環境影響評価	・都市公園として整備する場合、土地の形状を変更する面積が 20ha 以上の場合に該当 ・都市計画法に規定する第 2 種特定工作物などの増設に係る敷地面積が 20ha 以上の場合に該当	（環境影響評価条例に該当しませんが、生活環境調査を実施します。）
都市公園法	建築面積率（建ぺい率）	12%以下	敷地拡張で対応します。
	運動施設面積率	50%以下	敷地拡張で対応します。
	緑化面積率	目標 30%以上	

出典：「第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

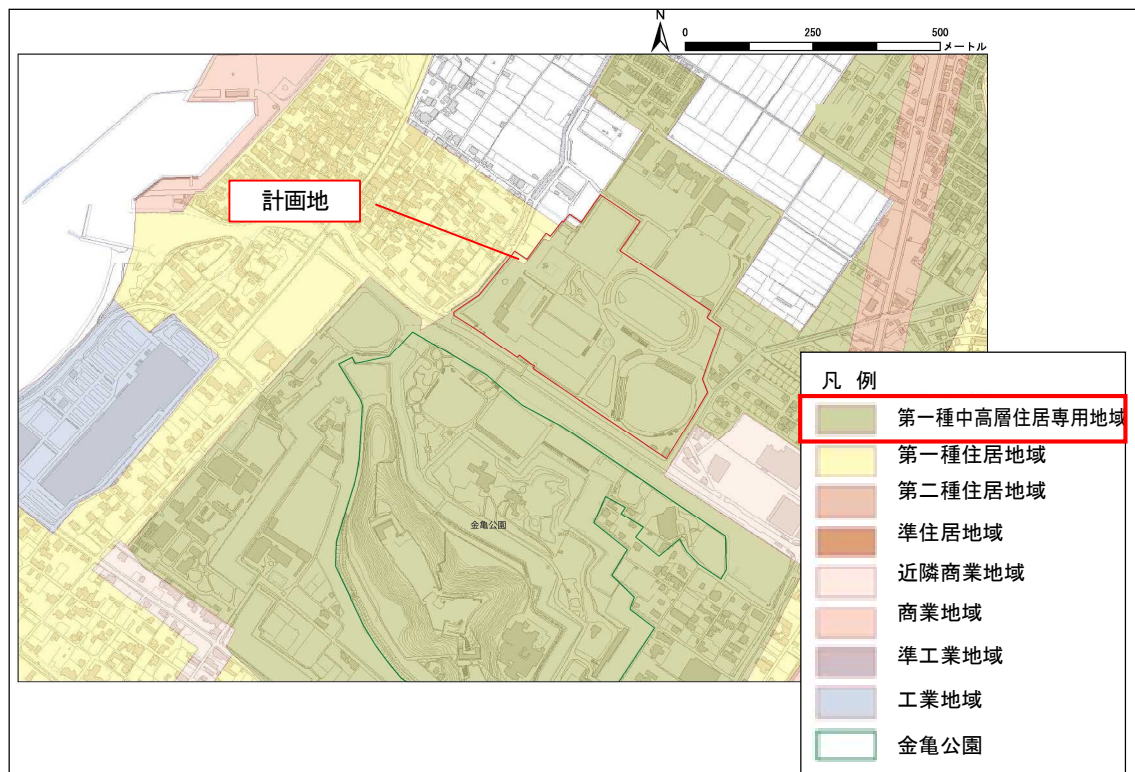


図 3. 3 都市計画法・用途地域の状況

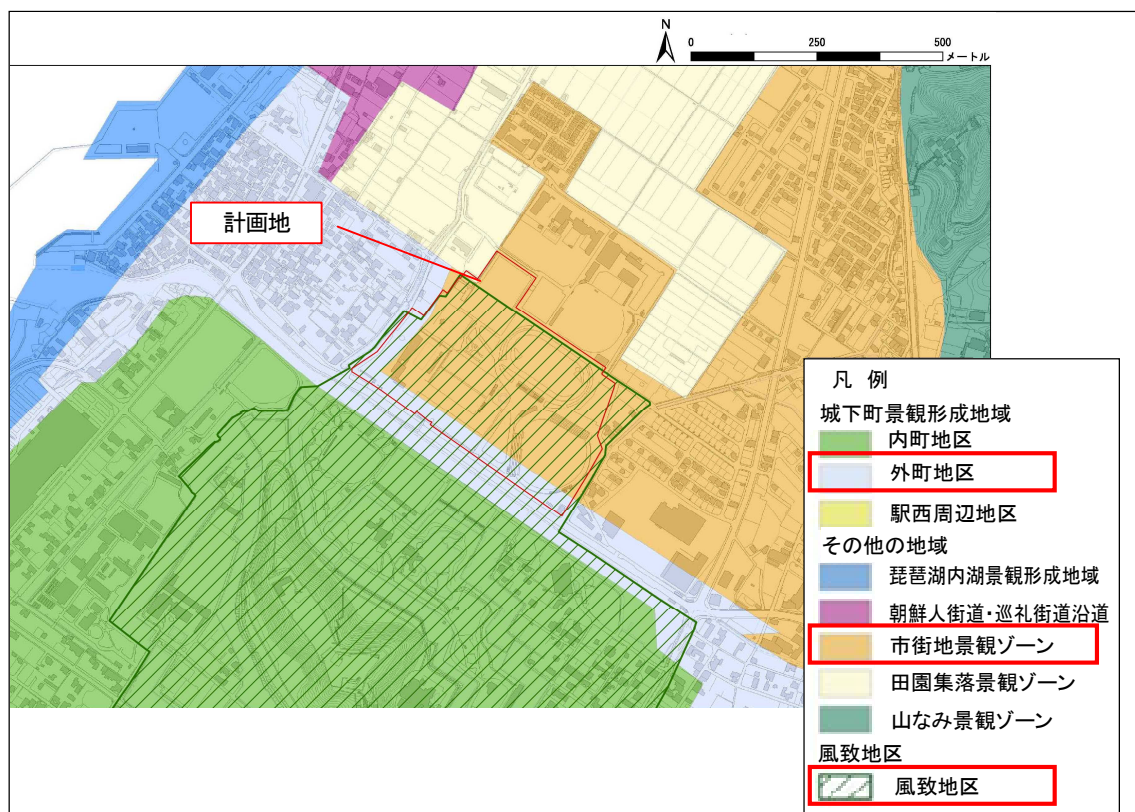


図 3. 4 都市計画法・風致地区および景観法・景観計画の状況

3-2 公園整備のポイント

公園整備の前提条件を踏まえて、公園整備のポイントを次の表のとおり整理しました。

表 3.8 公園整備のポイント

		公園整備のポイント
(1) 現状把握		・ 県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・ 交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・ 周辺住環境への配慮
		・ 軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・ 伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・ 観光・レクリエーション系の拠点
		・ すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 国体検討懇話会 ・ 主会場選定専門委員会	1) 国体開催までの背景	・ 多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・ 将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・ 防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・ 環境への配慮（自然再生可能エネルギーの活用）
		・ ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・ 国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・ 民間活力の導入
		・ 敷地拡張
		・ 観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
		・ 将来のＪリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
	2) 導入機能などの整理	・ 補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間などを活用した国体主会場の施設計画
	3) 関連法規制の整理	・ 関連法規制への対応

第4章 基本方針の検討
4-1 基本方針の検討

公園のイメージおよび公園整備のポイントから公園整備の基本的な考え方を整理しました。

- 公園のイメージ（P2-1再掲）
- 体力・健康づくり、夢育ての場

○多様な主体の交流の場

○歴史・文化などとの触れ合いの場

■公園整備の基本的な考え方（P2-1再掲）

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備します。

		公園整備のポイント（P3-14再掲）
(1) 現状把握		・県民のスポーツ拠点としての魅力向上 ・交通アクセスの良さを活かした施設整備 ・周辺住環境への配慮 ・軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮 ・観光・レクリエーション系の拠点 ・すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 (国体検討懇話会・主会場選定専門委員会)	1) 国体開催までの背景	・多様な人々が日常的に利用可能な施設 ・将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用 ・防災機能を含めた多機能性を有した施設整備 ・環境への配慮（自然再生可能エネルギーの活用） ・ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備 ・国体後を見据えた適正な規模での施設整備 ・民間活力の導入 ・敷地拡張 ・観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化 ・将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
		・補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間などを活用した国体主会場の施設計画
		・関連法規制への対応
	2) 導入機能などの整理	
	3) 関連法規制の整理	

【公園整備のポイントを踏まえた公園整備の基本方針】

A：国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺敷地を確保し施設を再整備する。

B：国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園整備に向けて住民参画のもと取り組む。

C：彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園を整備する。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。

第5章 施設計画などの検討

5-1 敷地拡張の検討

道路や河川などの公共物で分断されることなく、現有施設敷地（約 14 ヘクタール）と一体的に土地利用が可能な隣接地の約 8 ヘクタールを加え、全体として約 22 ヘクタールまで敷地を拡張する計画です。

5-2 導入施設の検討

（1）【基本方針A】

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化に向けて必要な運動施設などを整備します。

1) 第1種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・ 400m×9 レーン
- ・ サッカー、ラグビーなどとして活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場
- ・ 収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定）
- ・ 施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。
- ・ 風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。

表 5.1 参考事例（第1種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
整備時期	2003年整備 (グラウンド 1957年開場)	2011年整備 (公園 1973年開園)	2013年整備 (公園 1964年整備)
収容人員	約 20,000人 (固定席：15,600人)	約 20,000人 (固定席：15,050人)	20,246人 (固定席：20,246人)
施設規模	約 3.5ha	約 3.8ha	約 3.6ha
最高の高さ※	30.7m	31.5m	23.197m
Jリーグ対応	Jリーグ(J2)のホームスタジアム	JFLのホームスタジアムの1つ	Jリーグ(J2)のホームスタジアム

※最高の高さは、メインスタンドの屋根の高さを示す。

2) 第3種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・ 400m×8 レーン
- ・ 第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用
- ・ トラック内のフィールドは、サッカーなどに利用できる仕様
- ・ 施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。

表 5.2 参考事例（第3種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
収容人員	約 1,200 人 (固定席 1,200 人)	840 人 (固定席 840 人)	約 300 人 (固定席：300 人)
施設規模	約 2.8ha	約 2.1ha	約 2.2ha
使用可能競技	陸上競技、サッカー、ラグビー	陸上競技、サッカー	陸上競技、サッカー
その他	管理室、更衣室、トイレ	器具庫	管理室、器具庫、トイレ

3) 野球場

①整備時期が比較的新しいことから、現有施設は存置します。

4) 駐車場

①現況の駐車場

- ・常設駐車場：680 台
- ・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約 400 台）

②施設概要（案）

従前の駐車可能台数を参考にします。

5) その他運動施設（例）

a 庭球場

①現況の庭球場

- ・競技用砂入り人工芝コート：12 面
- ・スタンド収容人数：500 人

②利用状況

- ・中学、高等学校の各種大会の他、ソフトテニス全国高校女子研修大会（YONEX 杯）などの大会で利用されている。

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・公式大会の運営に最低限必要な面数は 12 面。
(金亀公園庭球場との併用利用もある。)
- ・スタンドが片側にしか面しておらず、通路部分
に対戦する両チームが混在して応援している
状態であり改善してほしい。
- ・屋根がないため、急な降雨に対応できない。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。



現況のテニスコート



現況のテニスコート・スタンド

b 多目的広場

①現況の多目的広場

- ・約 100m×約 140m（約 1.4ha）

②利用状況

- ・単独利用：少年軟式野球・ゲートボールの大会に利用されている他、高校・大学がサッカーに利用しています。
- ・併用利用：陸上競技場・野球場のウォーミングアップ用に利用しています。
- ・そのほか、臨時駐車場（約 400 台）として利用しています。



現況の多目的広場

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・幅広い年齢層に対応できる運動場として整備してほしい。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望を踏まえ整備について検討します。

c スポーツ会館

- ①施設利用状況や近隣の宿泊施設や交通アクセスなどの事情のほか、先催県の主会場となった公園などにおける宿泊施設の設置状況を総合的に勘案し整備しないことにしました。

d スイミングセンター

- ①拡張可能な敷地に限りがあること、都市公園法に基づく運動施設面積率、建ぺい率の制約や、施設利用状況などを総合的に勘案し、プールの公園敷地内での設置は困難であるため、他所での再整備を検討します。

（２）【基本方針B】

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備に向けて必要な施設などを整理しました。

1) 休憩・交流

- ・人びとが集まって語り合えるコミュニティの場、自分の住んでいる地域への愛着を育む場として地域の人びとが日常から気軽に利用できる広場をつくります。
- ・エントランス広場には、並木の中にベンチを設置し、緑陰の中の休憩空間をつくります。
- ・第1種陸上競技場のメイン広場前には、集いや待ちあいの広場空間をつくります。



木陰にベンチを設置した事例

2) レクリエーション・健康づくり

- ・子どもからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用でき、ふれあえる遊び場やレクリエーションの場をつくり、人々の心身の健康づくりにつなげます。
- ・公園内のオープンスペースに樹木や花木を植え、人々が公園内を周遊することで、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコースなどをつくります。



小さな子どもも楽しめる遊具を配置



植栽による彩りを演出

3) 防災

- ・大型車両などの搬出入スペースの確保など大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点などの役割を検討します。
- ・再生可能エネルギーや蓄電池の活用などによる非常時の照明設備やかまどベンチの設置など大規模災害時の緊急的な役割を検討します。

4) 環境

- ・木々による緑化のほか、間伐材等の利用や再生可能エネルギー（例：太陽光、下水熱）の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。
- ・公園内の照明はLED照明器具を導入するなど省エネ対策に取り組みます。
- ・雨水を活用した保水性舗装などによって、路面温度の上昇を抑え、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。
- ・雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。また、下水再生水の利用についても関係機関と連携し検討します。
- ・環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。

5) ユニバーサルデザイン

- ・ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が安全に安心して公園を利用できるような施設整備に配慮します。
- ・段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、階段には手すりを設置するなど、すべての人が安全に安心して公園を利用できるよう取り組みます。
- ・車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置、車いす使用者の駐車場区画の設置など、安心して快適に利用できる公園をつくります。
- ・公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩、絵文字、外国語やふりがな併記など、だれにとってもわかりやすいものにします。



家族連れなど全ての人が
使いやすい公園

6) 地域活性化

- ・地域の産品などの地域資源を利用して地域の活性化を検討します。
- ・公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史などの情報の発信について検討します。



歴史および周辺の観光地情報が示された案内サイン

(3) 【基本方針C】

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備に向けて必要な施設などを整理しました。

1) 彦根城へのシンボル軸

- ・公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ・彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。



計画地から彦根城を望む

2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ・城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ・公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。



百間橋（彦根市立図書館所蔵写真）

3) 緑化推進

- ・陸上競技場の周囲に高木を植樹し、建物からの圧迫感の緩和や景観保全に配慮します。
- ・騒音や土ぼこりなど、周辺の生活環境への影響を緩和するため、公園の周囲や公園内に植樹して緑化を推進します。



緩衝緑地の例

4) 自然素材の活用

- ・滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくります。
- ・公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。



自然素材を利用した四阿（あずまや）

5) 住環境に配慮した施設設計

- ・施設整備に伴う騒音、振動などによる周辺的生活環境への影響を最小化するように環境保全に配慮します。
- ・安全で住みよいまちづくりの観点から、外灯や防犯カメラの設置など関係機関と協議します。

（4）公園内に導入を検討している施設【再掲、まとめ】

1) 施設の種類の種類

- ・第1種陸上競技場、第3種陸上競技場、野球場（存置）、駐車場
- ・その他施設

例えば、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について検討します。

（スポーツ会館、プールは公園内に導入しません。）



現有施設の敷地（約14ヘクタール）に隣接する約8ヘクタールを加え、全体22ヘクタールまで敷地を拡張します。

2) ゾーニング

- ・施設の配置・ゾーニング（案）について、次図のとおり計画しています。

施設配置図（ゾーニング図）案

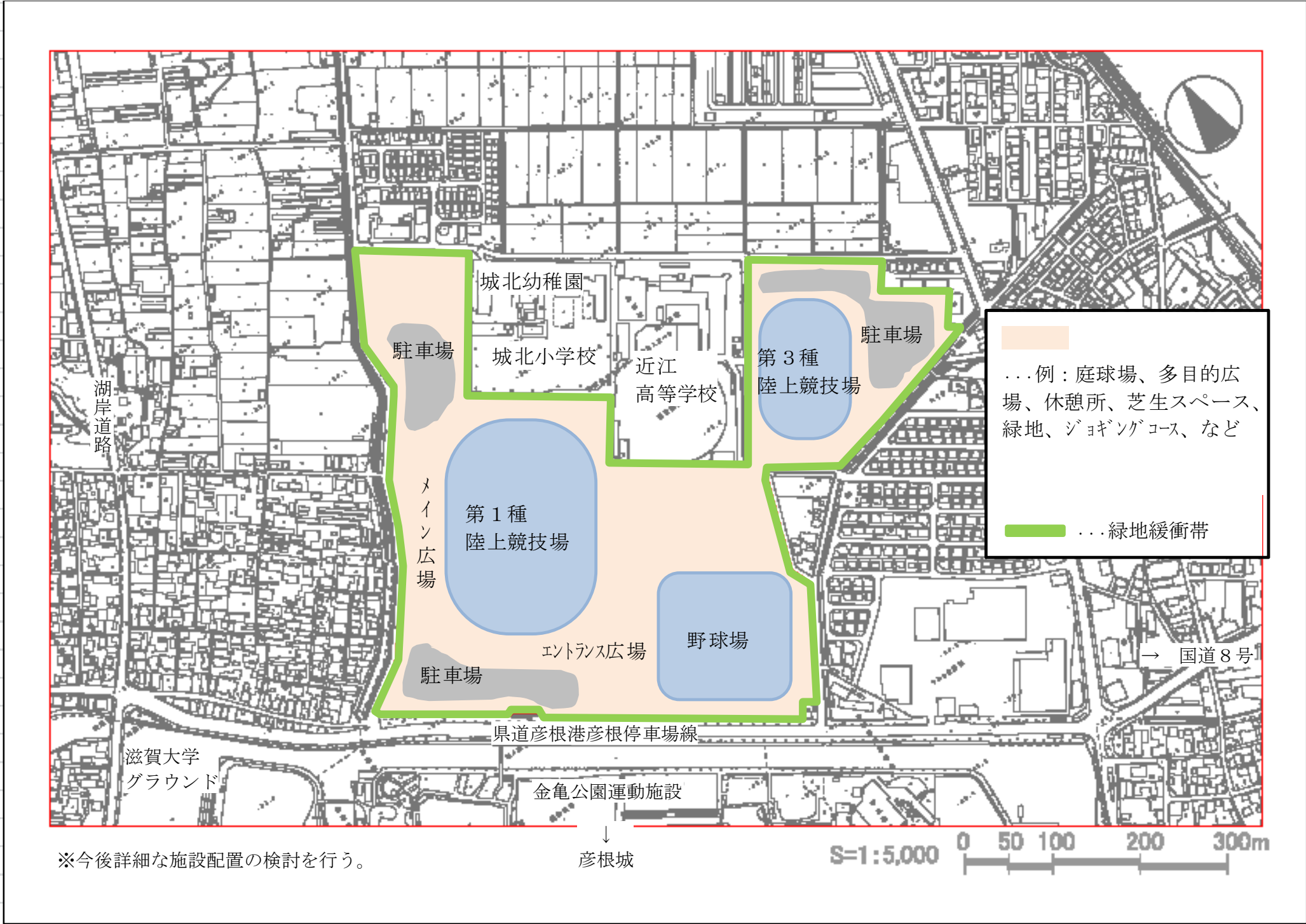


図 5.1 施設配置図（ゾーニング図）案

- ・公園の整備イメージパースを作成しました。



図 5. 2 エントランス広場から彦根城を望む

第6章 事業化の検討

6-1 公園整備スケジュールの検討

国体開催に向け、次の整備スケジュールをもとに、公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年 (10年前)	H27年 (9年前)	H28年 (8年前)	H29年 (7年前)	H30年 (6年前)	H31年 (5年前)	H32年 (4年前)	H33年 (3年前)	H34年 (2年前)	H35年 (1年前)	H36年 (開催年)
都市公園 計画・設計	基本構想・基本計画 ～基本設計～実施設計									供用開始 ↓ リハーサル大会開催	第79回 第24回 国民体育大会・ 全国障害者スポーツ大会開催
基盤整備 ほか				既存施設解体、基盤工事、 その他公園施設工事、地盤対策工事							
施設整備			施設設計			建築工事					

図 6.1 整備スケジュール

6-2 今後の主な課題

○関係法規制などへの対応

- ・第1種陸上競技場の高さについて、地盤の高さや建物の構造、デザインなどを工夫して周囲の景観の負担とならないよう検討します。
- ・公園整備に適した用途地域の変更などについて関係機関と協議します。
- ・計画地の軟弱地盤への対策を検討します。

○景観への配慮

- ・計画地が彦根城に近接していることから、公園整備において景観や眺望への負荷軽減を図ることは大変重要であり、施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程において、景観や眺望に配慮します。
- ・陸上競技場などの建物の圧迫感を軽減するため、公園一帯を樹木で覆い、公園全体での工夫も検討します。
- ・彦根城の世界遺産登録への取り組みに配慮して、建物の形状や意匠、色彩などを検討します。

○適正規模の検討

- ・未来に負担を残さないためにも、国体開催を見据えて適正規模による施設整備を検討します。

○交通計画の検討

- ・彦根市が計画地周辺の交通渋滞対策として検討している道路改修などの計画と整合を図ります。
- ・国体開会式時には、交通規制などにより交通渋滞を回避できるよう道路管理者や警察などと協議します。

○地域住民の理解

- ・公園整備や敷地拡張に関して、地域住民の皆さんや地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努めます。

○企業との連携の取り組み

- ・人々に長く愛着を持って利用される公園とするため、施設の整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討します。
- ・新たな財源を確保し、施設を安定的に運営するため、ネーミングライツの導入などについて検討します。

○住民参画と地域づくり

- ・国体終了後のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討します。
- ・記念植栽、手形陶板など住民の皆さんが気軽に参加でき、将来に向かって愛着を持って施設を利用いただくような取り組みを検討します。
- ・美化活動に対するサポーターを募るなど公園運営への住民の皆さんの参画を進める取り組みを検討します。